

平成 29 年 9 月

水銀廃棄物の規制措置に伴う「マニフェストシステムがよくわかる本」の
追補のお知らせ

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

水銀廃棄物に係る規制として、平成 29 年 10 月 1 日より、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に対する規制措置が開始されます。この規制措置に伴い、当連合会発行の「マニフェストシステムがよくわかる本（平成 28 年）」の掲載の一部を下記のとおりとします。

該当箇所 ページ 12

現行	改定 (平成 29 年 10 月 1 日から。下線部が改定箇所)
(共通記載事項) ●委託者の有する正しく処理をするために必要な情報 オ)石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその旨	(共通記載事項) ●委託者の有する正しく処理をするために必要な情報 オ)石綿含有産業廃棄物、 <u>特定産業廃棄物</u> 、 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等</u> が含まれる場合はその旨

該当箇所 ページ 43

現行	改定 (平成 29 年 10 月 1 日から。下線部が改定箇所)
2 記載事項 (3) 産業廃棄物欄 ア 産業廃棄物の種類欄 石綿含有産業廃棄物や特定産業廃棄物に該当する場合については、空欄に「石綿含有産業廃棄物」、「特定産業廃棄物」と記入する。	2 記載事項 (3) 産業廃棄物欄 ア 産業廃棄物の種類欄 石綿含有産業廃棄物、 <u>特定産業廃棄物</u> 、 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 又は <u>水銀含有ばいじん等</u> に該当する場合については、空欄に「石綿含有産業廃棄物」、「 <u>特定産業廃棄物</u> 」、「 <u>水銀使用製品産業廃棄物</u> 」又は「 <u>水銀含有ばいじん等</u> 」と記入する。

現行	改定 (平成 29 年 10 月 1 日から。下線部が改定箇所)
<p>2 記載事項 (3) 産業廃棄物欄</p> <p>ア 産業廃棄物の種類欄</p> <p>特別管理産業廃棄物や石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物に該当する場合については、(特別管理産業廃棄物)、(石綿含有産業廃棄物)、(特定産業廃棄物) とカッコ書きする。</p>	<p>2 記載事項 (3) 産業廃棄物欄</p> <p>ア 産業廃棄物の種類欄</p> <p>特別管理産業廃棄物、<u>石綿含有産業廃棄物</u>、<u>特定産業廃棄物</u>、<u>水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する場合については、(特別管理産業廃棄物)、(石綿含有産業廃棄物)、(特定産業廃棄物)、(水銀使用製品産業廃棄物) 又は (水銀含有ばいじん等)</u> とカッコ書きする。</p>

お知らせ

1. 連合会発行・産業廃棄物管理票の様式の変更について

水銀廃棄物に係る規制措置への対応し、連合会発行・産業廃棄物管理票（直行用単票・直行用連続票）について、備考・通信欄に「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を予め印字する等の様式の変更をします。

本変更に合わせて、これまでは交付の際に種類欄に記載いただいていた「石綿含有産業廃棄物」及び「特定産業廃棄物」についても、備考・通信欄に予め印字することといたしました。

この変更に対応した産業廃棄物管理票が頒布されるのは、現在の在庫状況等から 11 月末～12 月頃となる見込みです。

なお、積替用単票・積替用連続票の様式の変更はありません。

2. 現行の連合会発行・産業廃棄物管理票の記載について

平成 29 年 10 月 1 日以降も、現在の連合会発行・産業廃棄物管理票は今まで通り使用できます。

直行用単票・直行用連続票の場合

当該産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、「種類（普通の産業廃棄物）」の欄、もしくは、「備考・通信欄」にその旨を記載してください。また、その数量を「数量（及び単位）」に記載してください。

積替用単票・積替用連続票の場合

当該産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、産業廃棄物の「種類」の欄、もしくは、「備考・通信欄」にその旨を記載してください（積替用単票・積替用連続票の様式の変更はありません）。また、その数量を「数量（及び単位）」に記載してください。